

# 携帯電話の取扱いに関するガイドライン

大分豊府中学校長

はじめに

令和2年7月31日付「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」（2文科初第670号）にて、「学校における携帯電話の取扱い等について」が文部科学省より示された。

大分県教育委員会では、この通知を踏まえ、令和2年8月7日付「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」（教委学安第832号）にて、「学校における携帯電話の取扱い等に関する指導方針」を改訂し、以下のように示している。

学校における携帯電話の取扱いに関して、児童生徒の発達段階及び各学校や家庭・地域の実態、携帯電話の学校への持込みの問題点等を踏まえた上で、次に示す指導方針に沿って、基本的な指導方針を定め、児童生徒及び保護者への周知をするとともに児童生徒への指導を徹底すること。

(1) 小学校（割愛）

(2) 中学校

- ① 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、中学校においては、学校への生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。なお、その際、上記(1)小学校の②に示した《携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情（例えば、登下校時の児童の安全確保や遠距離通学、公共交通機関を利用した通学のためなど）がある場合》ように、個別の状況に応じて、例外的に持込みを認めることも考えられること。あるいは、学校又は教育委員会として持込みを認める場合には、下記(2)の②に示すように、一定の条件のもとで持込みを認めるべきであること。
- ② 学校又は教育委員会として持込みを認める場合には、一定条件として、学校と生徒・保護者との間で以下の事項について合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられている場合に限って、持込みを認めるべきであること。（後略）

本校では、家庭・地域の実態を踏まえ、以下のようにガイドラインを示す。

大分豊府中学校携帯電話の取扱いに関するガイドライン  
(以下、「携帯電話ガイドライン」)

- 1 基本方針
- 2 携帯電話の取扱いについてのルール
- 3 保護者の責任
- 4 本校での指導
- 5 本ガイドラインの見直しについて

## 1 基本方針

- (1) 大分県教育委員会の通知に基づき、学校への生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とする。
- (2) 登下校時の安全・安心のために、以下の場合、例外的に持込みを認める。
- ① 自然災害等の不測の事態時の連絡手段として利用する場合。
  - ② 犯罪に巻き込まれた（または、「巻き込まれそうな」）際の緊急の連絡手段として活用する場合。

ただし、例外的に持込みを認めるのは、生徒及びその保護者が携帯電話の取扱いに関するルールを遵守することが前提である。

## 2 携帯電話の取扱いについてのルール

- (1) 登下校中や学校での携帯電話の取扱いについては以下の通りとする。

- ① 携帯電話を、1 基本方針(2)①、②の理由により、活用したいといった保護者の要望がある場合に限り、持込みを認める。
- ② ①の場合であっても、以下の項目に保護者の了承がない場合は、持込みを認めない。

**①** 携帯電話の種類については、基本的な通話・メール機能（保護者やそれに準ずる人とのみ発着信、いわゆる「キッズ携帯」と呼ばれるもの）や GPS 機能のみを搭載しているものとする。

(例1) 「キッズ携帯」タイプ

- ・ docomo : キッズケータイ (SH-03M など)
- ・ au : mamorino5 (「ココセコム」に対応可)
- ・ softbank : キッズフォン2

※ docomo、au は加入時に12 歳以下（または小学生）であることが条件

※ softbank は加入時の年齢制限なし

※ 携帯各社の契約についての詳細は、各家庭で確認すること

※ 一般的なスマホに SIM の入れ替えで「キッズ携帯」に類するサービスもあるが、それについては学校への持込みを認めない。

(例2) GPS 機能を中心とするサービス

- ・ セコム : ココセコム
- ・ オートボックスセブン : みる・まも〜る (令和3年9月末現在の情報)

**②** 管理は生徒及び保護者の責任において行う（学校は預からない）

※ 緊急時に対応ができないため。

**③** 紛失等のトラブルがあった場合でも、学校は一切の責任を負わない。

※ そのような事案が発生した場合には、一定期間、携帯電話の持込みを制限する等、措置を取る。

- ③ 生徒が、以下のルールに従わなかった場合は、学校が携帯電話を預かって保護者に直接返却し、学校と保護者が協力して指導する。

**①** 校内では、携帯電話を使わない。

**②** 家を出る時に保護者立会いの下、携帯電話の電源または呼び出し音等を OFF にした上でかばんにしまい、校内では、学校の指示があるとき以外のかばんから出さない。

**③** 登下校中は、携帯電話はかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では、携帯電話を使わない。

※ **①**～**③**については、学校から直接塾に行った場合や休日の部活動も同様の扱い。

※ ルールに従わなかった場合は、一定期間、携帯電話の持込みを制限する措置を取る。

- ④ 災害等の緊急時以外は、保護者から生徒の携帯電話への連絡はしない。

- (2) 保護者が携帯電話の持込みを要望する場合は、別紙様式の「携帯電話の取扱いに関する申請書」を提出する。

### 3 保護者の責任

(1) 学校への持込みをする、しないに関わらず、携帯電話を生徒に持たせるかどうかは、各家庭の方針に従って、その目的や必要性から、保護者が判断するものである。

携帯電話を持たせた際には、保護者の責任において、使用方法や使用時間等の取扱いの管理をすること、使用に伴う危険やトラブル等に関する説明をすること、実際にトラブルが発生した時の対処等を行うことが必要となる。

トラブルを発生させないためにも、以下に留意点を示すので、よく読まれ、対応をお願いしたい。

- ①生徒に携帯電話をもたせる際は、使う目的やその必要性、必要な機能等を生徒とともに確認して、適切な機種や機能を選ぶ。また、使用するアプリケーション等についても、使用前に必ず生徒と確認する。
- ②生徒が使う携帯電話にはフィルタリングを設定する。また、携帯電話自体に使用制限を設定する。日常的に生徒の使用状況を確認し、不適切な使用や長時間の使用をさせないように、定期的にフィルタリングソフトや携帯電話の設定を見直す。
- ③積極的に携帯電話の適切な使い方や危険性について理解を深め、適切な使用方法や時間について、家庭でも指導を行う。
- ④個人情報の流出や他人による不正な使用を防ぐため、パスワードを設定する等の工夫をする。パスワードは保護者が必ず知っておく。
- ⑤インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合は、できるだけ早く学校や、警察その他の関係機関、各種相談窓口等に相談し、適切に対応する。

(2) 生徒に携帯電話を学校に持ち込ませる場合には、学校との協力が不可欠である。生徒の安全確保や、生徒に適切な使い方を身に付けさせるためにも、学校が示す校内や登下校時の取扱いルールに保護者と生徒が同意し、保護者の責任のもとでそのルールを生徒に守らせることが必要となる。

### 4 本校での指導

(1) 学校は、情報機器との向き合い方の指導を、積極的に行っている。

情報化社会が益々進展する中、携帯電話は生徒たちの生活に急速に普及している。本校でも、令和3年度5月期に情報機器（一人1台端末「iPad」）が支給されたことにより、情報機器の利活用で生活が便利になっている。その一方で、インターネットを介したいじめ・トラブル、犯罪被害等が増加していることから、学校は、すべての生徒に対し、情報機器使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害の防止と適切な対処や、よりよい人間関係等についての指導に、今まで以上に積極的に取り組む必要がある。

以下の点については、学校でも指導をするが、その前提になるのは各家庭での指導であることを十分ご理解頂きたい。

- ①家庭での使用時間の目安を、家庭で決定する。
- ②画像や個人情報を、安易に誰かに送ったり、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNS）に投稿したりしない。
- ③インターネット上で知り合った人とは会わない。
- ④盗撮やその他犯罪につながることはしない。
- ⑤SNS やメール等には、人の悪口や悪意のある内容等、いじめにつながることは書き込まない。

(2) 本校の立場は、生徒が携帯電話を所持すること自体を推奨するものでも、否定するものでもない。

上記「3 保護者の責任」にも記したように、生徒に携帯電話を持たせるかどうかの判断は保護者がするものと考えている。よって、学校はそれを肯定も否定もする立場にはない。しかしながら、情報化社会の中で、生徒の健全な育成のため、学校にも指導の義務はある。本ガイドラインを参考に、生徒と保護者、学校が互いに話し合うことが重要だと考える。

## 5 本ガイドラインの見直しについて

### (1) ガイドラインは年度ごとに見直す。

急激な社会の変化が見られる現在にあつて、携帯電話の取扱いのガイドラインを中長期的に定めるのは難しいと考える。よつて、毎年度末を目途にガイドラインの見直しを行うものとする。

### (2) 見直す内容については、生徒代表、PTA代表からの聞き取りを参考に、本校校長が決定する。

## 補記

- ・本ガイドラインは、令和4年4月1日より運用を開始する。
- ・令和4年度2年生（15期生）、3年生（14期生）、令和5年度3年生（15期生）は、令和3年度の「豊府中スマホ・携帯ルール」を適用し、「携帯電話携行許可願」を提出することもできる。